

2009年10月

お客様各位

株式会社エイチ・アイ・エス

航空機内への液体持込制限のご案内

国際線において、機内持込手荷物の新ルールが導入されております。(一部地域・国を除く)液体物(練り状物、半固形状物、歯磨き・ヘアジェル等のジェル状のもの、エアゾール、スプレーを含む)の機内持ち込みについてご注意ください。

※受託手荷物(航空会社カウンター等で預けるスーツケースなどの手荷物)には適用されません。

1. あらゆる液体物は、100ml 以下の個々の容器に入れてください。

- ・100mlより大きな容器に100ml以下の液体物を入れても不可。
- ※100ml以下に納まらない液体物は、受託手荷物としてお預けください。

2. 容器は再封可能な 1ℓ 以下(縦横20cm×20cm程度)のジッパー付き透明のプラスチック袋に余裕をもって入れてください。

- ・中の容器が一杯で密封できない場合は、密封できる程度まで中身の容器を廃棄していただきます。
- ・100mlより大きな容器や、プラスチック袋が無い場合は、容器を廃棄していただきます。

3. お客様お1人様につき、袋は1つのみとなります。

(プラスチック袋を、保安検査場にて提示してください)

4. 医薬品、ベビーミルク/ベビーフード、特別な制限食等は、保安検査場にてご申告の上、別途持ち込みが可能です。(ご搭乗便でのご使用分は、プラスチック袋に入れなくても持ち込めます)

- ・液体物の機内での必要性について質問される場合があります。医薬品の場合は処方箋や、病名等がわかる医師の診断書等をご用意ください。ベビーミルク/ベビーフードは乳幼児のお客様と一緒に搭乗される場合に限りです。

5. 保安検査場では、上記プラスチック袋及びパソコン等電子機器類はバックから取り出し、上着類は脱いで別々に検査トレーにのせてください。

6. 保安検査後に購入した液体物の機内持ち込みは基本的には可能ですが、海外で乗り継ぐ場合、また航空会社によっては没収される可能性もあります。詳しくはご利用航空会社にご確認下さい。

内容は予告無く変更になることがありますのでご了承下さい。
お客様自身でも、国土交通省ホームページにてご確認ください。

http://www.mlit.go.jp/koku/03_information/index.html

